

(裏面)

〈所得の区分に関するチェックシート〉

※ 自立支援医療制度における「世帯」とは、受診する方が加入している医療保険において扶養・被扶養の関係にある方全員(国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者については加入者全員)をいいます。

○ 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関しての質問

1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。

- ・受けている：「生保」に○をしてください。
- ・受けていない：2へ

2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税(均等割か所得割のいずれか又は両方)が課税されていますか。

- ・課税されていない：3へ
- ・課税されている：4へ

3 自立支援医療を受診する方の収入が80万円以下ですか。

(※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額)

- ・80万円以下：「低1」に○をしてください。
- ・80万円を超える：「低2」に○をしてください。

4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料を支払っている方が納めている市町村民税額(所得割)は、以下のどの金額に該当しますか。

- ・市町村民税額(所得割)3万3千円未満：「中間1」に○をしてください。
- ・市町村民税額(所得割)3万3千円以上23万5千円未満：「中間2」に○をしてください。
- ・市町村民税額(所得割)23万5千円以上：「一定以上」に○をしてください。

5 「重度かつ継続」(※下記参照)に該当しますか。

- ・該当する：「重度かつ継続」の「該当」に○
- ・該当しない：「重度かつ継続」の「非該当」に○

※「重度かつ継続」の対象範囲

① 疾病、病状等から対象となる方

- ・更生医療……腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

- ・医療保険多数該当の方

← 「生保」 →	一定所得以下 ← 「低1」 →	→ ← 「低2」 →	← 中間的な所得 → ← 「中間1」 → ← 「中間2」 →		←一定所得以上→ 「一定以上」
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			負担上限額 5,000円	重度かつ継続 負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円